

議案第47号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(美術館条例施行規則等中改正)

美術館条例施行規則等中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和元年10月10日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 美術館条例施行規則(平成19年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号ア中「310円」を「320円」に改める。

(生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第2条 生涯学習センター条例施行規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表ピアノ(大学習室)の項中「5,140」を「1,660」に改め、同表ピアノ(音楽室)の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

公の施設の使用料の見直し並びに消費税法の改正(平成24年法律第68号)及び地方税法の改正(平成24年法律第69号)に伴い、使用料等を改定するため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抄)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(観覧料及び使用料の減免)

第7条 条例第5条第6項に規定する特別の理由があると認めるとき及び減免の割合又は額は、次のとおりとする。

(1) 学校等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)の職員又はこれに準ずる者が当該学校等の教育活動として当該学校等に在学し、又は在籍する者を引率して観覧するとき。 観覧料及び使用料の10割

ア 法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園又はこれらに相当する教育施設

イ 法第1条に規定する中等教育学校の前期課程

ウ 法第1条に規定する特別支援学校の小学部、中学部又は幼稚部

エ 本市の区域内に存する高校(第4条第2項に規定する高校をいう。)

オ 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

(2) 前条各号のいずれかに該当する者が駐車場を使用するとき。 使用料の10割

(3) 観覧券の交付を受けた者(前条各号のいずれかに該当する者を除く。)が駐車場を使用するとき。

ア 普通自動車 320
310円

イ 自動二輪車及び原動機付自転車 使用料の10割

(4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 教育委員会が定める割合

(附属設備の使用料)

第4条 条例第11条第2項に規定するセンター附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

別表(第4条関係)

(1回当たり)

附属設備名	単位	使用料	備考
ピアノ(大学習室)	1台	円 1,660 5,140	調律料は含まない。 いす付
ピアノ(音楽室)	1台	2,060	同上

備考

使用料の単位は、使用開始から終了までの継続した使用を1回とする。